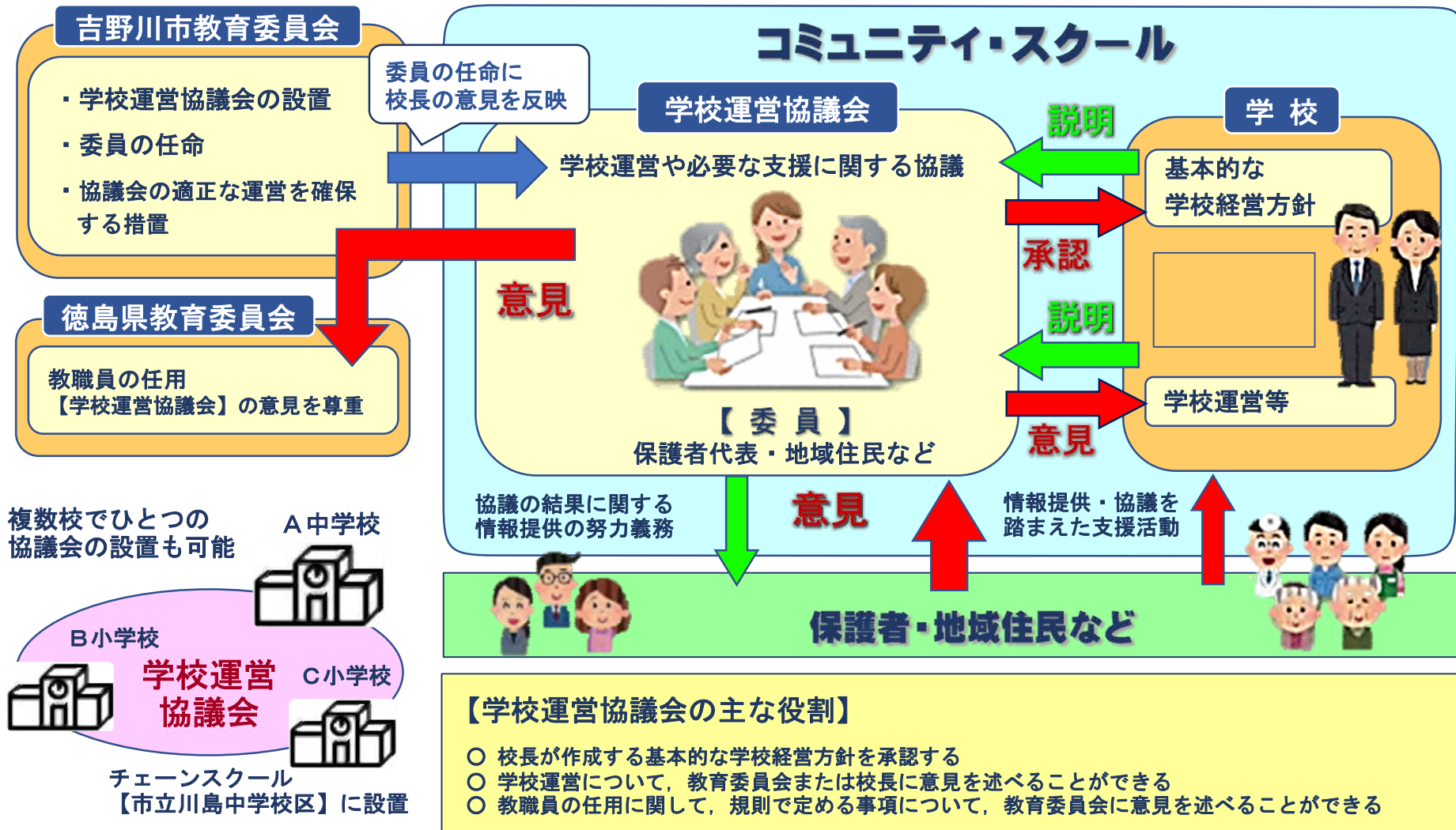


# 吉野川市コミュニティ・スクール【学校運営協議会制度】の仕組み



コミュニティ・スクール【学校運営協議会制度】とは、学校と保護者や地域の皆様がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え【地域とともにある学校】づくりを進める法律【地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5】に基づいた仕組みです。

## 学校評議員制度と学校運営協議会制度の比較

	学校評議員制度	学校運営協議会制度 (コミュニティ・スクール)
趣 旨	開かれた学校づくりを、より一層推進するために、保護者や地域住民等の意向を把握反映し、協力を得る	学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」への転換を図る
設 置	任意設置	努力義務
位置づけ	校長が必要に応じて、学校運営に関する意見を聞くための制度。個人の意見を伝える	一定範囲で法的な効果を持つ意思決定を行う合議制の機関
根拠法令	「学校教育法施行規則」第49条	「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第47条の5
資格要件等	当該校の職員以外の者で、教育に関する理解及び識見を有する者	地域住民、保護者、その他教育委員会が必要と認める者
任 命	校長が推薦し、市教育委員会が委嘱	市教育委員会が任命 ・委員の身分は非常勤特別職の地方公務員
主な内容	校長の求めに応じ、学校の教育目標や計画、地域との連携に関することなどについて、意見を述べるができる	・基本的な学校経営方針について承認する
		・学校運営に関して、教育委員会又は校長に対し意見を述べる ことができる
		・教職員の任用に関して、規則で定める事項について教育委員会 に意見を述べるができる

吉野川市では「**地域に開かれた学校**」づくりに向けて、学校評議員会が中心的な役割を果たしてきました。今後は、地域の人々とビジョンを共有し、地域と一体となって子どもたちを育む「**地域とともにある学校**」へと転換するために学校運営協議会を導入し、地域との連携・協働体制を組織的・継続的に確立してまいります。